

デジタル臨時行政調査会 事務局

メディアブリーフィング

本日のアジェンダ

1. 冒頭挨拶(小林副大臣)
2. デジタル臨調における規制改革への取り組み
3. テクノロジーマップ
4. 今後の取り組み
5. 先行7項目の点検・見直し作業 (担当参事官)
6. 今後の法制事務のデジタル化に向けて (担当企画官)

背景

- 経済成長の停滞
 - 所得の低迷
 - 今後の人口減少の進展
- 20年以上、**日本の実質GDPは欧米諸国と比べ停滞。**
 - **所得も伸びず。**
 - 最大の要因の一つが**デジタル化の遅れ**
 - 日本は少子高齢化の中で、今後人口減少が進み**あらゆる産業・現場で人手不足が進む恐れ**

例：2000年を100とした場合の日米英の2020年実質GDP：日本109.5、米139.9、英124.1。（内閣府）

例：2019年1億2616万人のところ、2030年で1億1912万人（704万人減）、2050年で1億192万人（2424万人減）の予想（国立社会保障・人口問題研究所）

デジタル臨調における規制改革への取組意義

1. **アナログ的な規制**を見直し、デジタル化の力を最大限発揮することで**経済成長を実現**

- 経済効果の例：中小企業のAI導入：推計11兆円、行政手続コスト20%削減：推計1.3兆円

2. 現場の**人手不足**の問題を解消し、生産性を高め、**所得の向上**につなげる

- 例) 建設現場における技術者の配置専任規制→遠隔での監督等デジタル技術の利活用の検討開始

3. **スタートアップ**等の技術を迅速に所管省庁の現場がとりこむことで社会全体のDXを加速

- 国交省の道路点検では、点検ガイドラインの整備を基軸に、最新技術を現場で活用、こうした取組を全省庁に横断的に拡大し、我が国の行政が迅速にテクノロジー活用する基盤を作る

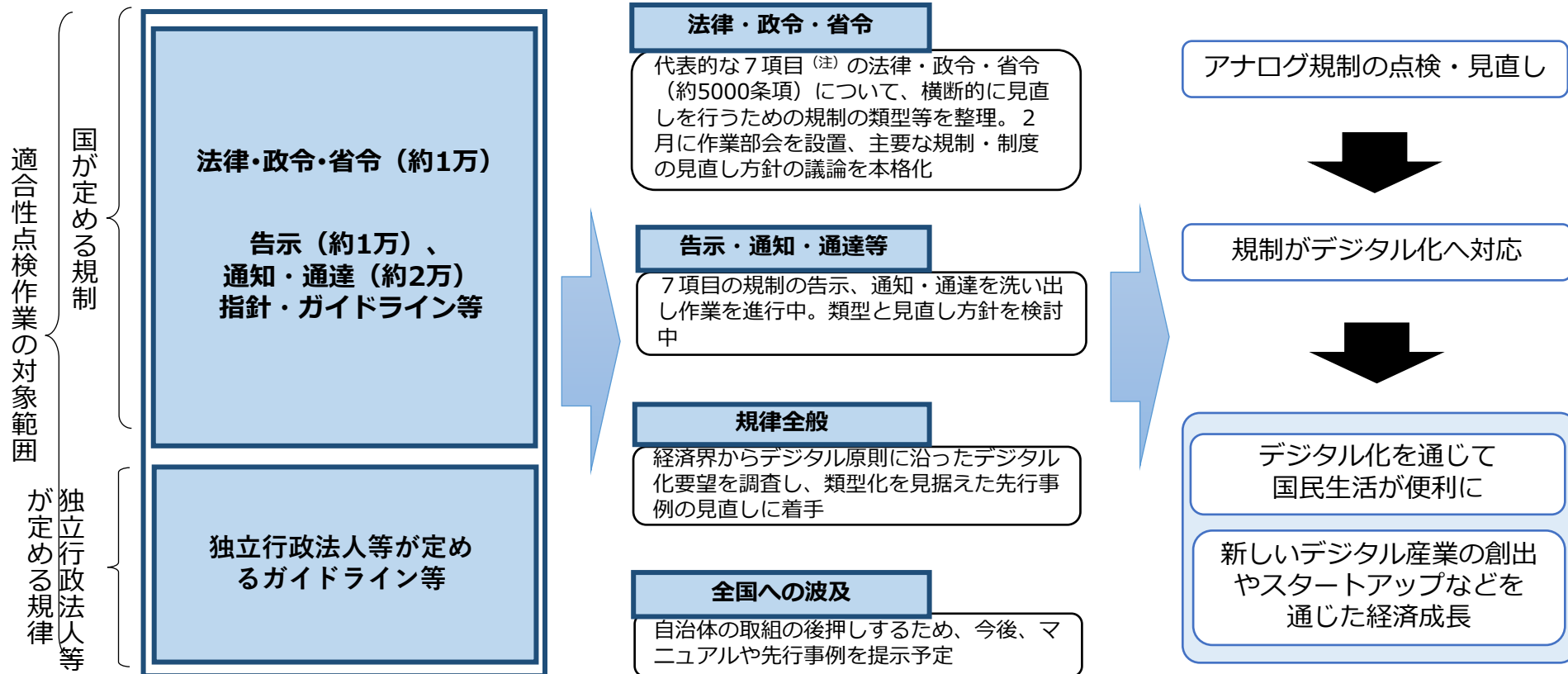
デジタル原則への適合性の点検・見直作業

昨年12月に策定したデジタル原則（原則①デジタル完結・自動化原則、原則②アジャイルガバナンス原則、原則③官民連携原則、原則④相互運用性確保原則、原則⑤共通基盤利用原則）に沿って、規制の点検・見直しを実施

<適合性の点検・見直し対象の規律の範囲>

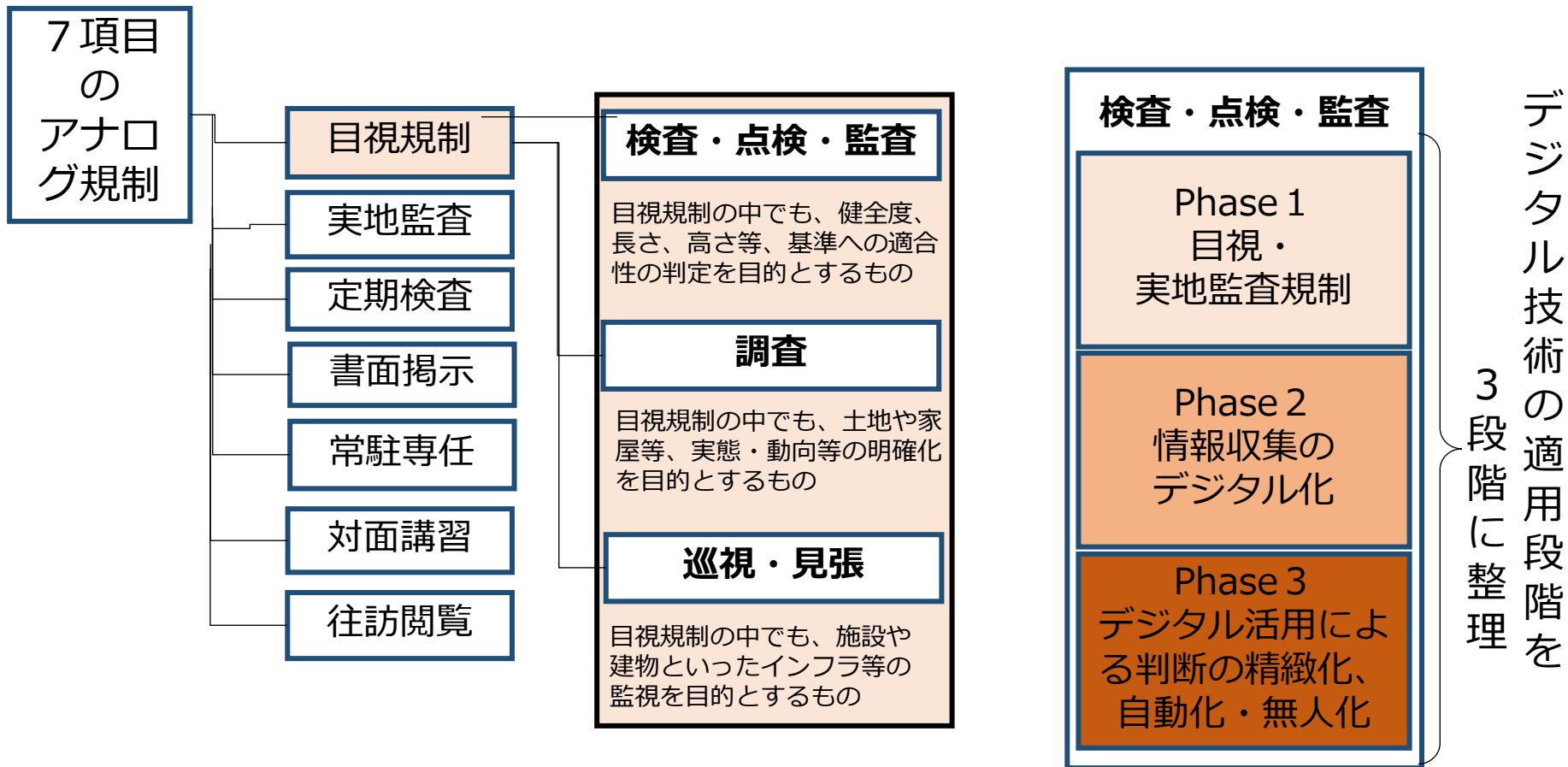
<点検・見直し作業>

<点検・見直し後>



（注）代表的なアナログ規制として考えている目視規制、定期検査・点検規制、実地監査規制、常駐・専任規制、書面掲示規制、対面講習規制、往訪閲覧・縦覧規制

先行7項目の点検・見直し作業



デジタル臨時行政調査会作業部会概要

1 作業部会の趣旨・目的

デジタル臨時行政調査会の下、デジタル社会の実現に向けた構造改革のためのデジタル原則への適合性の点検・見直しや新規法令のデジタル原則への適合性の確認プロセス・体制構築の検討等を行うため、デジタル臨時行政調査会作業部会（以下、「作業部会」という。）を設置。

2 構成員

(座長)
小林史明デジタル副大臣
(構成員)
安念潤司
弁護士 中央大学大学院教授
稲谷龍彦
京都大学大学院教授
上野山勝也
PKSHA Technology代表取締役
落合孝文
弁護士 渥美坂井法律事務所
菅原晶子
経済同友会常務理事政策統括
根本勝則
日本経済団体連合会専務理事
増島雅和
弁護士森濱田松本法律事務所

3 開催実績

第1回 (2月10日)	類型・見直し方針、今後の進め方について、法制事務のデジタル化検討チームの設置等
第2回 (2月22日) 第3回 (2月22日)	規制の見直しに活用可能なデジタル技術を提供する企業や先行的な規制の見直しを行った関係省庁からヒアリング
第4回 (3月10日)	目視規制について関係省庁からヒアリング
第5回 (3月15日)	書面掲示規制、対面講習規制、往訪閲覧・縦覧規制について関係省庁からヒアリング
第6回 (3月18日)	定期検査・点検規制について関係省庁からヒアリング
第7回 (3月23日)	常駐専任規制について関係省庁からヒアリング、類型・Phaseや主要な規制の見直し方針の決定、検討チームの作業状況等

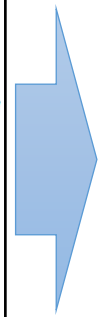
7つの項目（目視、実地監査、定期検査点検、常駐専任、書面掲示、対面講習、往訪閲覧縦覧）について、デジタル技術を活用することで規制・制度を合理化することができないか、各省庁と本格的に見直しについて議論

テクノロジーマップ

- スタートアップ等の技術の活用 -

- ①画像・データを遠隔で取得・提供
- ②画像・データの解析・診断・評価を自動化・機械化
- ③事態対処を自動化・機械化
- ④検査周期を延長・撤廃

等



紙の介入	書面 (閲覧・縦覧、 掲示)
人の介入	対面 (講習)
	目視 (検査・ 点検・監査、 調査、巡視・ 見張)
	常駐
頻度	専任
	定期 (第三者、 自主、調査・ 測定)

オンライン
手続

ウェブ会議

カメラ

センサー

ドローン

画像診断

ビッグデータ分析

デジタルツイン
3Dモデリング

緊急通報装置

リアルタイム
対処

ロボット

リアルタイム
モニタリング

今後の取り組み:

1. デジタル化を阻害するあらゆる規制の点検・見直しを進める
2. デジタル原則に基づいて、**4万以上の法令**についてアナログ的な規制を洗い出し、**3年間**でデジタル原則への適合を実現を目指す
3. 規制の見直し方として年間数十件の個別案件を対象とするやり方では時間を要するため、
 - スタートアップ等が保有するAI・ドローンなどの**テクノロジーマップ**を整備し
 - **テクノロジーマップ**に応じて数千以上ある規制を類型化して一括的な見直しを行う
4. デジタル田園都市国家構想のデジタル基盤整備等と連動して、社会全体でのデジタル化を推進

第4回 目視規制

ヒアリング概要

合理化方針の詳細

ヒアリング対象規制	規制対象規模等参考情報	ヒアリング結果	PHASE1 (目視・実地監査規制)	PHASE2 (情報収集の遠隔化、人による評価)	PHASE3 (判断の精緻化、自動化・無人化)
国土交通省 水管理・国土保全局、都市局 インフラ点検・巡視における目視規制	河川延長 123,948km (一級・二級、令和2年4月) 都市公園等 111,525箇所 (令和元年度末)	【目指すPHASE=PHASE3】 道路等について、技術カタログを用いた点検等への先進技術の活用が図られているところ、河川・ダム、都市公園等の点検等についても、規制の技術中立化、技術カタログの整備等を通じた技術代替を目指す。	施設の自主検査 施設の巡視	インフラの維持修繕のための点検 インフラの維持修繕のための巡視	インフラの維持修繕のための点検 インフラの維持修繕のための巡視
国土交通省住宅局 建築物等の中間・完了検査における目視規制	完了検査566,284件、 中間検査196,540件 (令和元年)	【目指すPHASE=PHASE2】 人手不足への対応を図る観点から、検査をドローンその他の高度な機器で代替したり、遠隔からの確認技術を検査に活用していくこと等を目指す。	施設の第三者検査	建築物等の中間・完了検査	建築物等の中間・完了検査
環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物の処理状況確認及び保管設備への搬入物検査における目視規制	産業廃棄物処理施設： 中間処理施設数19,090件、 最終処分場数1,631件 (平成31年) 固形燃料化施設：ごみ固形燃料化施設114施設(令和元年)、 RPF圧縮固化施設300施設(ごみ固形燃料化施設数とRPF圧縮固化施設数には重複可能性あり)	【目指すPHASE=PHASE2、3】 産業廃棄物の処理状況の確認や、粉化により安全上の問題が生じる固形燃料等の状況の目視検査を求めている規制について、遠隔での処理状況の確認や、センサー等による粉化状況の検査での代替も可能とすることを旨とする。	状況等の検査	産業廃棄物の処理状況の確認 保管設備への搬入物の目視検査	産業廃棄物の処理状況の確認 保管設備への搬入物の目視検査
総務省自治税務局 固定資産の実地調査(航空写真等の活用が認められている)	(土地)筆数 180,416,312筆、 (家屋)棟数 58,802,672棟 (令和2年度)	【目指すPHASE=PHASE3】 自治体における固定資産の調査の業務負担の軽減を図る観点から、AIやドローンなどの技術も調査に活用可能である旨を明確化することで、自治体による先進技術の活用を後押しすることを目指す。	地方自治体による調査	固定資産の実地調査	固定資産の実地調査

※作業部会で確認された課題の解決により、PHASEを進めることができると見込まれるものを示す。10

【参考】目視・実地監査規制の類型化とフェーズ（詳細）

PHASE 1

目視・
実地監査規制

- ①法令等により「目視」「実地」「巡視」「見張人を配置」と規定
- ②法令等により「目視等」「見張り」と規定されているが、代替手段が不明確

一定の基準への適合性を判定
(検査・点検・監査)

類型 1

実態・動向などの明確化
(調査)

類型 2

監視
(巡視・見張)

類型 3

PHASE 2

情報収集の
遠隔化、
人による評価

- ・情報収集：高精度カメラ、ドローン、赤外線センサー、オンライン会議システム等を活用した動画、データ等で代替
 - ・リスク評価：人による分析・評価
- 例) 太陽光発電所の月次点検を遠隔監視・遠隔測定を可能に

- ・情報収集：高精度カメラ、ドローン等を活用した画像、データ等で代替
 - ・情報整理：人による整理
- 例) ドローンを活用した被災状況調査

監視カメラ、ドローン等により遠隔監視
例) タブレットを活用した遠隔監視システム

[民間の技術の積極的な活用]

- 技術カタログ等を整備し、代替手段の適用範囲・条件・実施効果等を明確化（民間の研究開発・参入を促進）
- 課題解決型公募や企業のマッチング等を通じ、民間の技術を活用した技術代替を強力に推進

人の介在が不要となる忠実な
アルゴリズム等の技術の進歩

類型 1

- ・情報収集：同上
 - ・リスク評価：AI等を用いた画像認識・診断やビッグデータ分析等による技術支援・精緻化
- 例) 橋梁、トンネルなどの道路構成施設の点検におけるAIを活用した外力性診断、3次元可視化

類型 2

- ・情報収集：同上
 - ・情報整理：AI等を用いた画像認識やRPAを用いたデータ整理等による技術支援・自動化
- 例) 画像解析による交通量調査

類型 3

監視カメラ、ドローン等に加え、AI等を用いた無人化
例) 監視カメラの映像からAIによる画像認識処理の検出方法を用いた不審者の特定

PHASE 3

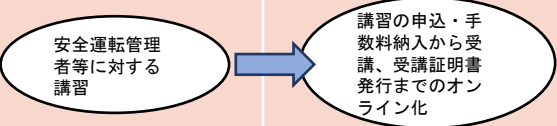
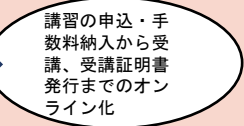
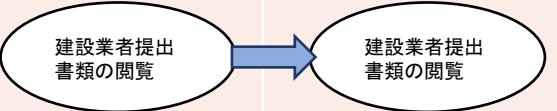
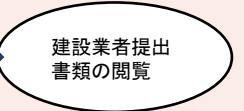
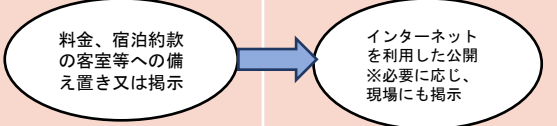
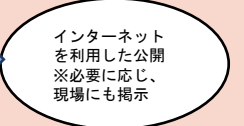

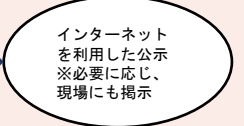
判断の精緻化、自動化・
無人化

※PHASE 2 及び 3 とともに、人力でなければ判断が難しい限定的な場合に限って目視、立入による検査等を実施

第5回 書面揭示、対面講習、往訪閲覧・縦覧規制

ヒアリング概要

合理化方針の詳細

ヒアリング対象規制	規制対象規模等参考情報	ヒアリング結果	PHASE1 (デジタル化不可又は可能か不明確)	PHASE2 (デジタル原則に適合する手段を可とする)	PHASE3 (デジタル完結を基本とする)
警察庁 交通局 安全運転管理者等 に対する講習	403,486人 (講習受講者数、 R2.3末 警察庁調べ)	【目指すPHASE=PHASE3】 全国の都道府県公安委員会で、 申込・手数料納入から受講、受講 証明書発行までのプロセスが オンラインで完結することを目指す。			
国土交通省 不動産・建設経済局 建設業者提出書類 の閲覧	473,952業者 (大臣許可業者 と知事許可業者 の合計数、R3.3 末 国土交通省調べ)	【目指すPHASE=PHASE3】 大臣許可業者、知事許可業者 を問わず全ての建設業者が全国 どこでも電子申請可能となるよう 国と都道府県で統一の電子申請 システムの構築及び運用を目指す (令和5年1月運用開始予定) とともに、提出書類の電子閲覧 が基本となるよう電子申請シス テムの普及等に取り組む。			
観光庁 観光産業課 国際観光ホテルに おける料金・宿泊 約款の備え置き又 は揭示	2,334施設 (R4.2末 観光庁 調べ)	【目指すPHASE=PHASE3】 インターネットを利用した料金・ 宿泊約款の公開を原則とするこ とを目指す。その際に、誰一人 取り残されないデジタル化を推 進する観点から、インターネット 環境のない利用者等への配慮を 検討する。			
総務省 行政管理局 行政手続法にお ける聴聞制度の 公示送達(揭示 場への揭示)	民事訴訟法の 聴聞制度につ いては、デジ タル対応に 向けた法案 が国会提出	【目指すPHASE=PHASE3】 インターネット上に掲載する 情報の範囲を精査しつつ、イン ターネットによる公示が原則と なるようにすることを目指す。			

【参考】書面揭示、対面講習、往訪閲覧・縦覧規制の類型化とフェーズ(詳細)

PHASE 1 紙・人の介在

- ①法令等において、対面で「講習」受講、紙発行の公的証明書等を「揭示」、公的情報を役所等へ訪問して「閲覧」「縦覧」と規定
- ②法令等において、「講習」受講、公的証明書等を「揭示」、公的情報を「閲覧」「縦覧」と規定しているが、デジタル原則に適合する手段が可能かが不明確

講習

類型 1 ①

公的証明書等の揭示

類型 2 ①

申請等による公的情報の 閲覧・縦覧

類型 3 ①

公的証明書等以外の情報の揭示 申請等によらない公的情報の縦覧・閲覧

PHASE 2 デジタル原則に適合 する手段を可とする

オンラインによる講習受講を可とする
例)
・介護支援専門員更新研修
・一級建築士等定期講習
・危険物取扱者保安講習

類型 1 ②

インターネットの利用による公示(証明書等記載事項又はデジタル発行証明書等)を可とする
例)
・サービス付き高齢者向け住宅の登録事項の公示

類型 2 ②

閲覧等情報のデジタル化を可とする
例)
・農業信用基金協会の定款、事業報告書等の閲覧
・食品衛生法における登録検査機関の財務諸表等の閲覧

類型 3 ②

類型 4 ①
揭示・縦覧等情報のデジタル化を可とする

類型 4 ②

インターネットの利用による公開・縦覧等を可とする

受講申込のオンライン手続※を可とする
例)
・一級建築士等定期講習

類型 1 ③

公的証明書等申請のオンライン手続※を可とする

類型 2 ③

閲覧等の申請等のオンライン手続※を可とする

類型 3 ③

- ①+②の例)
・住宅宿泊仲介業約款の公開
・都市計画案の縦覧
・金融商品取引業者の業務状況等説明書類の縦覧

受講票・受講修了証等のデジタル発行を可とする

類型 1

証明書等のデジタル発行を可とする

類型 2

インターネットの利用による閲覧等を可とする

類型 3

類型 4
揭示・縦覧等情報～公開・縦覧等のデジタル完結を基本とする

※申込・申請等のオンライン手続に手数料のキャッシュレス納付を含む

PHASE 3 デジタル完結を基本とする

申込～受講～受講修了証等発行のデジタル完結を基本とする

申請～証明書等発行～公示のデジタル完結を基本とする

閲覧等情報～申請等～閲覧等のデジタル完結を基本とする

※デジタル手続等の実装については、利用者数や費用対効果等の状況を鑑みながら検討

第6回 定期検査・点検規制

ヒアリング概要

合理化方針の詳細

ヒアリング対象規制	規制対象規模等参考情報	ヒアリング結果	PHASE1 (定期検査・点検規制)	PHASE2 (デジタル技術の活用による規制目的の達成)	PHASE3 (定期的検査・調査・測定の撤廃) ※検査周期の延長を含む。
総務省消防庁、国土交通省住宅局消防用設備及び特定建築物の定期点検等	特定防火対象物の消火器具設置施設数989,626件、自動火災報知設備設置施設数629,543件(令和2年度末) 特定建築物292,282件、昇降機等903,155件(令和2年度指定対象)	【目指すPHASE=PHASE 2】 定期点検等の対象・項目に応じて、技術中立化、定期点検等の周期延長、点検等項目の廃止・統合等を目指す。また、定期点検等の結果のオンライン報告の普及・促進を図る。	設備の第三者検査 施設の第三者検査		
経済産業省製造産業局、環境省地球環境局フロン排出抑制法の簡易点検	第一種特定製品の例：店舗用エアコン、冷凍冷蔵ショーケース	【目指すPHASE=PHASE 3】 行政の側で技術検証を行い規制の技術中立化を図った事例と異なり、民間企業の側で簡易点検機能を有する遠隔監視システムが開発され、この動きを踏まえて規制の技術中立化が進められている事例を確認。	設備の自主検査		
厚生労働省 医薬・生活衛生局 水道事業者等が行う水質検査 簡易専用水道の定期検査	<ul style="list-style-type: none"> 上水道事業：事業数1,312、給水人口1億2,128万人(令和2年度末) 簡易専用水道：206,461施設(令和2年度末) 	【目指すPHASE=PHASE 2、3】 水道事業者等が行う水質検査について、連続自動測定装置の活用による検査頻度緩和の適用拡大を図る(現在3/51項目)。簡易専用水道の検査について、施設の衛生的な管理や費用対効果に留意しつつ、常時監視技術等の活用による検査周期の延長を検討する。	動産(水)の自主検査 状況等の第三者検査		
厚生労働省 労働基準局 労働安全衛生部 労働安全衛生に係る定期的な測定		【目指すPHASE=PHASE 3】 事務所や暑熱作業場で求められている気温、湿度等の定期測定について、常時測定による代替が認められる旨を規制上明確にすることを旨とする。	各種調査・測定		

※作業部会で確認された課題の解決により、PHASEを進めることができると見込まれるものを示す。14

【参考】定期検査・点検規制の類型化とフェーズ（詳細）

PHASE 1

定期検査・
点検規制

- ①法令等により一律に「年一回」「月一回」「日一回」等と規定
- ②法令等の但し書や認定制度等で定期の検査を緩和する規定があるが、条件が不明確

第三者による一定の基準への適合性の判定
類型 1 (第三者検査)

自らによる一定の基準への適合性の判定
類型 2 (自主検査)

実態・動向・量などの明確化
類型 3 (調査・測定)

PHASE 2

デジタル技術の
活用による
規制目的の達成

人の介在が不要となる忠
実なアルゴリズム等の技
術の進歩

[新たな規制の在り方の検討]

- 現行の検査手法等にとらわれず、最新のデジタル技術を活用して効率的・効果的に規制目的を達成するための方策や規制の在り方を検討
- そのために必要となるデータの特定・収集・蓄積

[現行の規制の合理化]

- 現行の検査手法等の技術中立化（技術代替可能な場合、その旨を規制上明確化）
- 可能な項目から検査等の周期を延長
- 検査等の結果報告のオンライン化を推進

[民間の技術の積極的な活用]

- 技術カタログ等を整備し、代替手段の適用範囲・条件・実施効果等を明確化（民間の研究開発・参入を促進）
- 課題解決型公募や企業のマッチング等を通じ、民間の技術を活用した技術代替を強力に推進

PHASE 3

定期の検査・調
査・測定の撤廃

類型 1

- 第三者検査の撤廃
- 検査周期の延長
常時・遠隔監視等の新技術の導入や、高度なリスク評価・教育等を行う事業者の認定制度等で代替（自主検査とその記録の保存等を義務づけ）
例) 高度な保安を行うプラント事業者等の認定で行政による定期検査を代替

類型 2

- 定期自主検査の撤廃
- 検査周期の延長
常時・遠隔監視等の新技術の導入や、高度なリスク評価・教育等を行う事業者の認定制度等で代替（検査記録の保存等を義務づけ）
例) 遠隔監視により大型浄化槽の自主点検の周期を延長
例) 高度な保安を行うLPガス事業者の自主点検の周期を延長

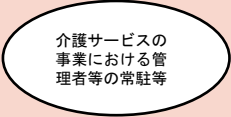
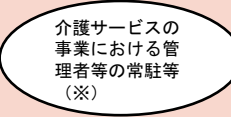
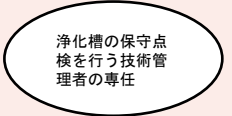
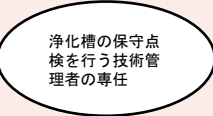
類型 3

- 定期調査・測定
規制の撤廃
常時・遠隔監視等や、高度な管理を行う事業者の認定制度等で代替

第7回 常駐専任規制

ヒアリング概要

合理化方針の詳細

ヒアリング対象規制	規制対象規模等参考情報	ヒアリング結果	PHASE1 (規制あり)	PHASE2 (デジタル技術等の活用による規制緩和)	PHASE3 (規制なし)
厚労省 老健局 介護サービスの事業における管理者等の常駐等	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護事業所：33,569事業所 ・通所介護事業所：43,267事業所 ・居宅介護支援事業所：38,407事業所 (いずれも介護給付費等実態統計 R2年10月審査分)	<p>【目指すPHASE=引き続き検討】 生産性向上等を目指したICT・データの利活用は極めて重要であるとの認識の下、必ずしも利用者のサービスに直接関わらない業務については、例えば、テレワーク等の取扱いを明示するなどの必要な検討・対応を行い、利用者のサービスに直接関わる業務の常駐・専任規制の改革の方向性については、論点等を整理・影響を実証やヒアリング等で把握し、必要に応じて社会保障審議会(介護給付費分科会)の意見を聴きつつ検討する。</p>		 <p>※利用者のサービスに直接関わらない業務。利用者のサービスに直接関わる業務については、生産性の向上に向けて引き続き検討を行うものとする。</p>	
環境省 環境再生・資源循環局 浄化槽技術管理者の専任	処理対象人数501人以上の浄化槽設置 基数：10,171基 (R3.3末 環境省調べ)	<p>【目指すPHASE=PHASE3】 施設ごとの専任を原則とする通知を見直し、デジタル技術等を活用し、実質的に施設を管理し得る範囲で浄化槽技術管理者の兼務を可能とすることを旨とする。</p>			

※上記のほか、デジタル臨時行政調査会作業部会において議論した「旅行業の営業所における旅行業務取扱管理者の専任」については、合理化の方針について引き続き検討を行うものとする。

【参考】常駐・専任規制の類型化とフェーズ（詳細）

① 施設や製品の管理、品質保持など安心・安全のための「常駐・専任」規制（主としてモノのチェック等）
例）封印取付責任者の常駐、電気主任技術者の専任、建設業における技術者の専任等

② 利用者の保護などを目的とし、対面での対応を行うための「常駐・専任」規制（主として人への対応）
例）旅行業務取扱管理者の常駐、介護老人保健施設の管理者の常駐、産業医の専属等

PHASE 1

常駐・専任規制を課している

類型1

常駐

✓ （物理的に）常に事業所や現場に留まること

※特定の者に対して、特定の時間、特定の場所への常時滞在を義務付けるもの

類型2

専任

✓ 職務の従事や事業所への所属等について、兼任せず、専らその任にあたること

類型3

常駐

✓ （物理的に）常に事業所や現場に留まること

※特定の者に対して、特定の時間、特定の場所への常時滞在を義務付けるもの

類型4

専任

✓ 職務の従事や事業所への所属等について、兼任せず、専らその任にあたること

PHASE 2

デジタル技術等による見直し

類型1

常駐義務の見直し

遠隔監視装置、監視カメラ、センサー等の活用による規制緩和

【先行事例】

・火力発電所における知識及び技能を有する者の常駐

類型2

専任義務の見直し

左記技術活用による兼任の許容、専任者の資格要件緩和等

【先行事例】

・工事現場における監理技術者の専任

類型3

常駐義務の見直し

オンライン会議システムの活用等による規制緩和

【先行事例】

・宅地建物取引業を営む事業所における宅地建物取引士の常駐
・サービス付き高齢者向け住宅における有資格者の常駐
・一般用医薬品営業所における薬剤師の常駐

類型4

専任義務の見直し

左記技術活用による業務効率化により兼任可能にする、専任者の資格要件緩和等

【先行事例】

・事業場における産業医の専任

デジタル技術の進歩等

PHASE 3

常駐・専任規制を課していない

類型1

上記技術の活用による規制撤廃又は新技術の活用による規制撤廃

【先行事例】

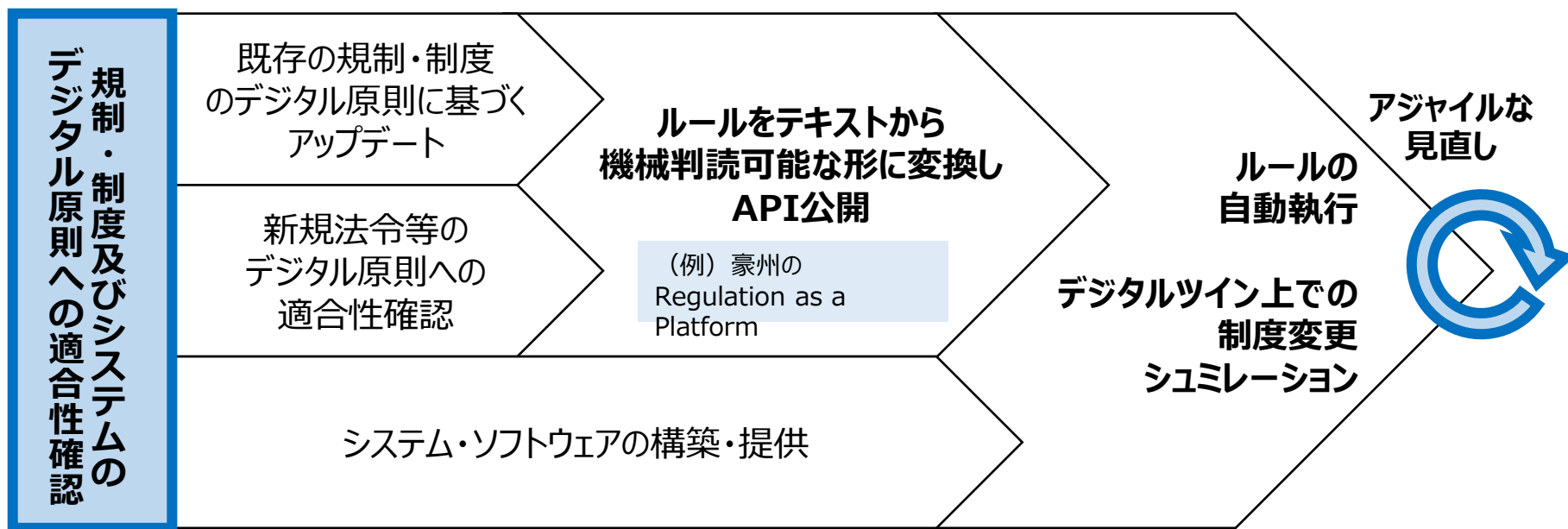
・自動車の封印取付受託者の事業場における封印取付責任者の常駐
・特定建築物における建築物環境衛生管理技術者の専任

類型2

上記技術の活用による規制撤廃又は新技術の活用による規制撤廃

今後の法制事務のデジタル化に向けて

デジタル時代にあわせた規制・制度とシステム（の仕様）の見直しを自律的・効率的に行うための体制・プロセス等について、リーガルテック/レグテック等を活用しつつ具体化していく。



法制事務に援用可能なリーガルテックやレグテックの例：

契約書の自動作成・AIレビュー

契約情報の自動集約
自然言語処理による解析
→危険条項の自動検出・修正サジェスト

スマートコントラクトによる
契約の自動執行・履行管理

法令等のデジタル原則への適合性確認プロセス・体制の確立に向けて

デジタル原則の徹底のためには、下記を自律的・効率的に実現するプロセス・体制が必要。

○**新規**法令の策定、法令改正、関連する通達等（法令策定等を伴わないものを含む）の策定に際しての**適合性確認**

○**既存**法令等について、新たなデジタル技術動向等を踏まえた**継続的な点検・見直し**

⇒迅速な確立に向け、今後は、**具体的プロセスや体制整備について検討を加速化**

① デジタル原則への適合性確認等のための具体的な「指針」

- ◆政策企画の早い段階から各府省が自律的に考慮できるよう、**デジタル庁(デジ臨)が具体的な指針を提示**することが必要ではないか。
- ◆政策指針の策定/改定に際しては、**公の場で議論**(有識者の知見や国民の要望等を反映)が必要ではないか。

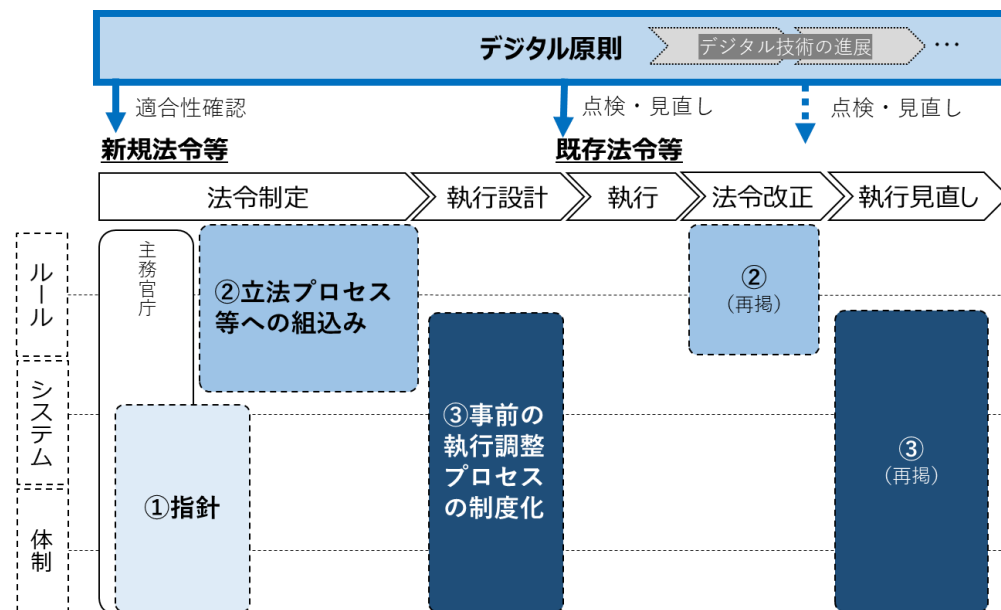
② 立法プロセス等への組み込み

◆新規法令等

- ・**法律案・政令**: **デジタル庁(デジ臨)**が主体的に確認すべきではないか。
- ・**省令以下**: 各府省が決定前(パブリックコメント前)に確認することが必要ではないか。

◆既存法令等

技術の進展、国民の要望、執行状況等を踏まえ、**公の場による検討を経てデジタル庁(デジ臨)が点検**することが必要ではないか。



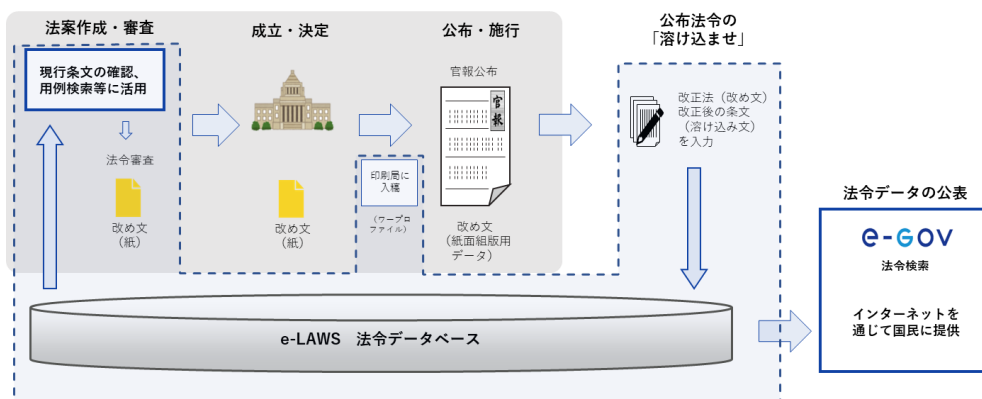
③ 関係府省との事前の執行調整プロセスの制度化

◆執行に向けたシステム、手続フロー、体制を事前にすりあわせるプロセスを設計・制度化するため、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」や「指針」においてプロセスを明確化することが必要ではないか。

法令等のデジタル正本の提供体制確立に向けて

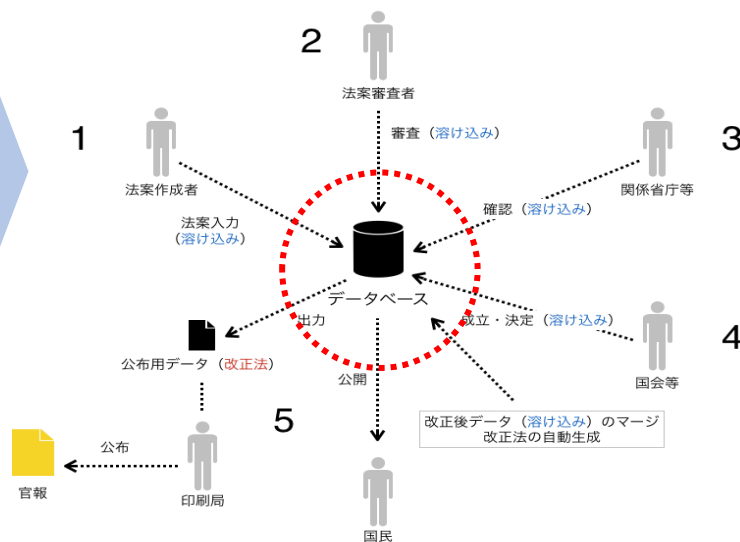
国のインフラである法令等のデジタル正本（最新版の公式法令データベース）が常に参照できる環境の早期実現が必要。そのため、同一の法令データベース上で完結する法制事務の実現を検討

法令データ更新の流れ（現在）



※法令案作成・審査～公布・施行までの間は法令データベース外で作業等が行われており、法令データベースへの反映のための溶込せ（手間）が不可避

法令データ更新のあり方（将来像）



<取組方策案>

- ◆ 法令データの更新にかかる、人手を最小化するため、改正後データの直接編集及び改正法案の自動作成を実現すべく、データ構造・持ち方、編集ツールの在り方や今後の改正手法の検討を行うため、政省令でPoC（概念実証）を実施
- ◆ 紙を正本とする官報の見直し（デジタル化）の検討を進めるとともに、官報の法令に係るデータ形式をe-LAWSの法令データと同様の、構造化データで統一することを検討